

『十勝川中流部市民協働会議』規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体の名称は、十勝川中流部市民協働会議（以下、会議と言う。）と称する。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を北海道帯広市（大通北2丁目 十勝川インフォメーションセンター）に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、以下の（１）～（４）を目的とする。

- （１）十勝川中流部川づくりワークショップ（H22.7-H24.3）の基本方針を引き継ぎ、地域住民、市民団体、行政が協働で、十勝川中流部川づくり（案）に沿って川づくりを推進していくこと。
- （２）十勝川流域を十勝地域住民の共同財産として、その自然環境を保全・復元・利活用していくこと。
- （３）地域住民、市民団体、行政が地域の川づくりのためのパートナーとして積極的に協働し、相互の理解・協力関係を構築し、将来的に地域住民、市民団体のパワーを恒常的に行政施策に活かしていくこと。
- （４）地域と連携して治水・環境について川づくりを通して学びその経験を次世代へ継承して行くこと。

(活動)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- （１）十勝川流域の川づくりに関する地域との連携・調整
- （２）十勝川中流部川づくり（案）に沿って、工事が行われているかの確認
- （３）十勝川流域の利活用方法・整備内容等の調整・確認
- （４）十勝川流域の川づくりに関する会議（報告会、シンポジウム、フォーラム等）の開催
- （５）十勝川流域における自然環境の保全・復元・利活用に関する調査及び作業
- （６）十勝川流域における自然観察会や学習会の開催
- （７）十勝川流域におけるパンフレット作成等広報資料作成
- （８）地域防災への啓発
- （９）その他、目的を達成するための活動

第3章 会員

(種別)

第5条 この団体の会員は、この団体の目的に賛同して入会した個人とする。

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表に申し込むものとし、代表は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表は前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(年会費)

第7条 会員から会費は当面徴収しない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡したとき。

(3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この規約等に違反したとき。

(2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第11条 この団体に次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上
- (2) 監事1人以上
- (3) 理事の内、1人を代表、1人以上を副代表とする。

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選出する。

- 2 代表及び副代表は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの団体の職員を兼ねることができない。

(職務)

第13条 代表は、この団体を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表は代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この団体の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄機関に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(顧問)

第16条 この団体に顧問を置くことができる。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(職員)

第19条 この団体に、職員を置くことができる。

2 職員は、代表が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬

(7) 会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除

く。)その他の新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表又は理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第13条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。

2 代表は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、事前に通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した会員は、前2条、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければなら

い。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

第6章 理事会

（構成）

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第31条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第33条 理事会は、代表が招集する。

- 2 代表は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、事前に通知しなければならない。

（議長）

第34条 理事会の議長は、代表がこれに当たる、欠席の場合は出席者の互選とする。

（議決）

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項及び緊急に議決が必要な事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この団体の資産は、当面区分しない。

(資産の管理)

第40条 この団体の資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この団体の会計は、通常の会計原則を参考に行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この団体の会計は、当面区分しない。

(事業計画及び予算)

第43条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表が作成し、総会の議決を

得なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この団体の収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 規約の変更、解散及び合併

(規約の変更)

第50条 この団体が規約を変更しようとするときは、総会に出席した会員の2分の1以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第51条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

2 前項第1号の事由によりこの団体が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄機関の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この団体が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において4分の3以上の議決を得て選定した団体等に譲渡することとする。

(合併)

第53条 この団体が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この団体の公告は、この団体のホームページに掲示する。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表がこれを定める。

附 則

1 この規約は、平成28年 3月19日より施行する。

平成31年 3月 9日 一部改正

令和 7年 1月28日 一部改正